

武蔵野学院大学大学院 研究インテグリティの確保に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、武蔵野学院大学大学院（以下、「本学」という。）における研究の健全性・公正性（以下、「研究インテグリティ」という。）を確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究者」とは、教員のほか、研究活動を行う職員、学生等、本学において研究活動を行う全ての者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について、本学に開示を行うものとする。

(統括責任者)

第5条 研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する業務を統括させるため、学長は、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者を置く。

2 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者は、教務部長をもって充てる。

(所掌委員会)

第6条 研究インテグリティ・マネジメントに関する事項は、研究倫理委員会（以下、「委員会」という。）が所掌する。

2 研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査・審議する必要があると認めるときは、委員会に調査・審議のための分科会（以下、「分科会」という。）を置くことができる。分科会には委員会委員のほか、委員会が必要と認める者を推薦のうえ学長が期間を定めた委嘱を行うことにより、本学の専任教職員のうち適任と認める者を追加して配置することができる。

(所掌事項)

第7条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する規程等の制定及び

改廃の提案に関する事項

- (2) 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- (3) 研究インテグリティの確保に係るマネジメントのための調査に関する事項
- (4) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- (5) その他、研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する重要事項

(相談窓口)

第8条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、相談窓口を置く。
相談窓口は、委員会の委員をもって充てる。

(事務)

第9条 研究インテグリティの確保に関する事務は、本学事務局が担当する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

附則 この規程は、令和6年9月4日から施行する。

2 この規程は、令和8年4月1日から施行する。